

○公益財団法人富山市スポーツ協会役員及び評議員の

報酬等並びに費用に関する規程

議決 平成23年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人 富山市スポーツ協会（以下「協会」という。）の定款第19条及び35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事会で選任された専務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員は無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は月額とする。
- 4 常勤役員には期末手当を支給する。
- 5 役員等には財産上の利益及び退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、評議員会において定める総額の範囲内で、別表1「常勤役員の報酬月額」及び別表2「常勤役員の期末手当」に従って、理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬支給日は協会職員給与規程第5条を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支給)

第7条 役員等が業務遂行のために旅行したときは、その費用を弁償することができるものとし、その額及び支給方法については、協会旅費規程を準用するものとする。

2 常勤役員については、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は協会職員給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 協会は、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和6年11月30日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額

(1) 専務理事	350,000 円までの範囲内
----------	-----------------

別表2 常勤役員の期末手当(年額)

(1) 専務理事	1,610,000 円までの範囲内
----------	-------------------